

一戸町移住体験住宅

指定管理者募集要項

- 1 施設の概要
- 2 申請資格
- 3 申請書類の受付期間及び受付時間等
- 4 指定期間
- 5 申請時提出書類
- 6 選定の基準
- 7 管理業務
- 8 管理の基準
- 9 利用料金に関する事項
- 10 指定管理料
- 11 関係法令の遵守
- 12 質問事項の受付
- 13 指定管理者の指定等の手順
- 14 その他

令和8年4月13日

岩手県二戸郡一戸町

一戸町移住体験住宅指定管理者募集要項

平成 15 年 6 月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の削減を図るため、指定管理者制度が導入されました。

これまでは、地方自治法で規定された団体にしか委託できませんでしたが、法律の改正により地方公共団体の出資法人や公共団体に限らず、民間企業や各種法人、その他の団体も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができるようになりました。

つきましては、次の条件、内容等により一戸町移住体験住宅の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

一戸町移住体験住宅

(2) 所在地

二戸郡一戸町奥中山字西田子 1309 番地

(3) 施設の内容、規模等

延床面積 59.62 m²

構 造 木造平屋建（2LDK、浴室、トイレ）

(4) 施設の設置目的

移住・定住の促進を促進するとともに、関係人口の創出による地域の活性化を図るため。

【添付資料】

一戸町移住体験住宅の管理・運営に関する条例・規則集（資料 1）

- 一戸町移住体験住宅条例
- 一戸町移住体験住宅条例施行規則

2 申請資格

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）、第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続開始の申立てをしている者

キ 国税又は地方税を滞納している者

3 申請書類の受付期間及び受付時間等

(1) 受付期間

令和8年4月13日（月）から令和8年4月24日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

施設の見学も上記の期間で受け付けることとします。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法及び提出先

郵送又は持参とします。

〔提出先〕 一戸町役場 企画総務部政策企画課

〒028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9

4 指定期間

指定管理者による管理の代行期間は、令和8年7月1日から令和11年3月31日までの2年9カ月間とします。

5 申請時提出書類

(1) 一戸町移住体験住宅指定管理者指定申請書（様式第1号）

(2) 申請資格を有していることを証する書類

申請資格		書類の内容
2(1) 法人その他の団体であること	法人の場合	・法人登記簿の謄本 ・団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
	非法人の場合	・団体の規約
2(2)ア及びイ 行為能力、破産者	法人の場合	不要
	非法人の場合	・代表者の身元証明書
2(2)ウ、エ、オ及びカ 入札参加制限、指定管理者取消し、兼業禁止、会社更生手続開始		・2(2)ウ、エ、オ及びカに該当しない旨の申立書（様式第2号）
2(2)キ 国税及び地方税滞納	納税義務がある場合	・納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
	納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式第2号）

(3) 管理を行う施設の事業計画書（様式第3号）

(4) 管理に係る収支計画書（様式第4号）

(5) 団体の経営状況を証明する書類

ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新た

に指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ)

- (6) 団体の活動内容等を記載した書類
 - ア 事業報告書（作成している場合のみ）
 - イ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

6 選定の基準

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) 管理業務及び自主事業への積極的な取組みにより利用者数の拡大が図られるものであること。

7 管理業務

- (1) 施設及び設備器具の維持管理に関すること。
- (2) 使用の許可及び使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関すること。
- (3) 利用料金の決定及び利用料金の収受に関すること。
- (4) 施設敷地内の景観の保全に関すること。
- (5) その他、上記業務に付随する業務

8 管理の基準

- (1) 使用の許可及び使用の許可の取消し等については、一戸町移住体験住宅条例の規定により行うものとします。
- (2) 使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止させ、若しくは制限したのものについては、その記録を作成し、速やかに町に報告するものとします。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨にのっとり、管理を通じて取得した個人情報が外部に漏えいし、滅失し、若しくは毀損し、又はみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用しないよう適切な措置を講ずるものとします。また、指定管理者の指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は管理に従事する者がその職務を退いた後においても同様です。
- (4) 施設及び設備器具は、定期的に保守点検を行うなど維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うものとします。
- (5) 施設又は利用者に災害が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに町に報告するものとします。
- (6) 施設若しくは設備器具を滅失し、又は施設の重要な箇所をき損したときは、速やかに町に報告するものとします。
- (7) 業務の全部又は一部を第三者に委託してはなりません。ただし、業務の一部について、あらかじめ町長が認めた場合はこの限りではありません。

- (8) 指定管理料で購入した物品のうち、備品は原則として町の所有とします。それ以外の消耗品については指定管理者の所有物とします。ただし、これにより難しい場合には、指定管理者はあらかじめ町の承認を受けなければなりません。
- (9) 指定管理者と町との役割分担は、原則として次の表のとおりとします。ただし、表に定める事項に疑義のある場合又は定めのない事項については、指定管理者と町が協議して定めることとします。

項 目	指定管理者	町
①施設（建物、構築物、機械設備等）の保守点検	○	
②施設の維持管理（植栽管理、清掃等含む。）	○	
③安全衛生管理	○	
④業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応	○	
⑤事故、火災による施設損傷の回復	○（自己の責めに帰すべき事由による場合）	○
⑥車両の自動車共済の加入		○
⑦施設の火災共済の加入		○
⑧借地土地代の支払い		○
⑨管理瑕疵における賠償責任	○	
⑩施設瑕疵における賠償責任	○（自己の責めに帰すべき事由による場合）	○
⑪指定管理者が行う自主事業により生じた賠償責任（⑩の場合を除く。）	○	
⑫大規模災害時及び緊急時等の危機管理体制確保	○	

- (10) 施設の新築、増築、改築及び修繕等に係る費用の負担については、協定書により定めるものとします。
- (11) 指定管理業務の範囲内での指定管理者が負うべき賠償責任については、町が加入している「全国町村会総合賠償補償保険」の対象となりますが、当該保険の対象とならないことが想定される事故等に対応できる保険に独自に加入することとします。

9 利用料金に関する事項

- (1) 利用者が納付する利用料金は指定管理者の収入とします。一戸町移住体験住宅の管理に係る経費は、利用料金と指定管理料をもって充てることとします。
- (2) サービス提供の質が低下しないよう、指定管理者に対して一定の指定管理料を支払うこととします。なお指定管理料は指定管理者の収支計画に基づき、町が必要と認める管理経費に相当する額を予算の範囲内で支払うものとします。

10 指定管理料

指定管理者が申請の際に提出した収支計画書を基に、町と指定管理者の協議により決定します。

11 関係法令の遵守

指定管理者は、関係する法令、町の条例及び規則を遵守し、適正な管理運営を行うこととします。

- (1) 地方自治法
- (2) 地方自治法施行令

- (3) 個人情報の保護に関する法律
- (4) 一戸町移住体験住宅条例、一戸町移住体験住宅施行規則
- (5) 労働関係法令（労働契約法、最低賃金法、労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法、労働組合法等、職員の雇用に関する法令）
- (6) その他の関係法令

12 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けします。

(1) 受付期間

令和8年4月13日(月)午前8時30分から令和8年4月20日(月)午後5時15分までとします。

(2) 受付方法

募集要項の内容等に関する質問書（様式任意）に質問内容を記入の上、提出してください。

(3) 回答方法

回答は、文書により回答します。

13 指定管理者の指定等の手順

(1) 指定管理者の候補者の選定

指定管理者の候補者の選定に当たっては、一戸町公の施設に係る指定管理者選定委員会にて提出された申請書により審査を行い、「6 選定の基準」に最も適合する応募者を指定管理者の候補者とします。

ただし、候補者として決定後、著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として相応しくないと認められる行為を行った場合には、その候補者の決定を取り消す場合があります。

審査の結果は、令和8年5月29日（金）までに文書で通知します。

(2) 指定管理者の指定方法

指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第6項の規定による一戸町議会の議決を経て、一戸町長が指定します。

なお、指定後速やかに告示を行います。

(3) 指定管理者の指定後の手続き

一戸町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条に規定する項目について、指定管理者と町との間で協定を締結します。

なお、協定書で定められた事項に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、指定管理者と町は必要の都度協議するものとします。

14 その他

(1) 申請の撤回について

申請受付期間内に限り、申請の撤回は認めます。ただし、その旨を記載した書面の提出をもって申請の撤回といたします。（様式任意）

(2) 申請書類の修正について

申請受付期間内に限り、軽微な修正と認められる場合は申請書類の修正を認めます。

また、町より書類の追加提出を求める場合があります。

(3) 提出された申請書類の取扱いについて

ア 提出された申請書類は、返却しません。

イ 提出された申請書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。

- ウ 提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製することがあります。
 - エ 提出された申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とすることがあります。
 - オ 町が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。
- (4) 申請者からのヒアリングについて
- 必要に応じて、申請者から提出書類の内容についてヒアリングを行うこともあります。

○ 本件指定管理者の募集に関する担当
一戸町役場 企画総務部政策企画課
住所 〒028-5311
岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9
ダイヤルイン 0195-33-4851 (内線1213)
F A X 0195-33-3770